

智頭町百人委員会設置要項

(設 置)

第1条 智頭町は、町の自立と持続をめざし、諸課題に関する住民の意見を町政に反映させ、もって町の発展と住民福祉の向上に資するため、智頭町百人委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、智頭町内における各種政策等について意見を町長に述べることとする。

(組織)

第3条 委員会は、次の部会を設置し、各部会で正副部長を互選する。

- ①商工・観光部会
- ②生活環境部会
- ③健康部会
- ④林業部会
- ⑤特産農業部会
- ⑥教育・文化部会
- ⑦獣害対策部会
- ⑧その他

2 委員会は、各部会の正副部長で構成する百人委員会運営委員会（以下「運営委員会」という）を設置する。

(委 員)

第4条 委員は、次の各号の規定を順次適用して選出された者を、町長が任命する。

- (1) 原則として公募の開始の日において智頭町の住民基本台帳に記録され、又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条第1項の外国人登録原票に記載された居住地(以下「居住地」という。)が智頭町である者。
- (2) 智頭町内事業所に勤務する者。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、智頭町のまちづくりの推進に意欲と情熱を持ち、責任感のある者。

2 委員の任期は、1年(任命の日より翌年3月31日まで)とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 町長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その委員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 委員たるに不適しい非行があると認められるとき。
- (3) 委員が辞任を申し出たとき。

(委員長)

第5条 委員会には正副委員長を置き、各部長および副部長の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は総会、運営委員会、部会とし、総会、運営委員会は委員長が招集し、部会は部長が招集し、それぞれ議長となる。

2 委員長は、運営委員会から総会又は運営委員会招集の請求があったときは、これを招集しなければならない。

3 会議の開催方法は、運営委員会で決定する。

4 会議は、その調査審議のため必要があると認めるときは、関係者又は参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(意見の取扱い)

第7条 企画提案会では、会議で審議された内容をとりまとめ町長に提出するものとする。

2 町長は、企画提案会で提出された内容を精査した上で、これを尊重し、智頭の地域の発展と住民福祉の向上のため、町政に反映させるものとする。

3 委員は、企画提案した内容について、「自立と持続を推進するまちづくり交付金」などを活用し、住民主体で事業を展開するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

(附則)

この要項は、平成20年7月28日から施行する。

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

この要項は、平成23年6月6日から施行する。

この要項は、平成24年6月12日から施行する。

この要項は、平成25年5月30日から施行する。

この要項は、平成30年4月1日から施行する。